

令和6年度 第2回陸別町学校運営協議会

日 時：令和6年10月23日（木）午後7時30分より
場 所：陸別町役場 3階 第3会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- 1) 小中一貫教育推進状況報告
- 2) 学校運営協議会事業報告
- 3) 地域学校協働活動報告
- 4) 学校運営の取組状況報告
- 5) 熟議
- 6) その他

4 閉 会

○議 事

1) 小中一貫教育推進状況報告

4月19日 小中一貫教育総会（前回報告済）

小 学 校：10名

中 学 校：14名

教育委員会： 4名

計28名

4月22日 小中一貫野外奉仕活動

参加 小4：16名 小5： 6名

中1：19名 中2：15名

中3：12名 計 68名

4月～

乗り入れ授業の展開

中学校→小学校

外国語活動、外国語：梅木教諭・Tim 英語指導助手

音楽：重泉教諭

5月～

小中合同研修会

第1回 5/8（水）

第2回 6/11（火）

第3回 7/11（木）

第4回 9/5（木）

第5回 10/9（水）

7月

夏休み学習サポート支援

小学校→中学校

小田校長 金子教頭 新見教諭 高松教諭 堀田教諭 鈴木教諭

清水教諭 三宅教諭

（今後の予定）

10月29日 第6回小中合同研修会

11月20日 陸別町教育研究大会（第7回小中合同研修会）

1月28日 第8回小中合同研修会

2月上旬 小中一貫小6体験登校

2月17日 第9回小中合同研修会

2) 学校運営協議会事業報告

【学校訪問】

- 6月26日(水) 陸小 12:55~13:40 中止
7月22日(月) 陸中 14:25~15:15 土屋・伊澤・諸見里・北村
7月23日(火) 陸中 13:25~14:15 角熊・小田・伊澤・諸見里・北村
終了後、簡単な話し合い(陸中) 角熊・伊澤・北村

【研 修】

①地域と学校の連携推進協議会(全道:オンライン開催)

令和6年6月12日(水) 13:00~16:20(会場:第3会議室)

参加者 北村主任 1名

内容 行政説明「CSと地域学校協働活動の一体的な推進について」

説明:北海道教育庁 社会教育課地学協働推進係 米谷主任指導主事
講話「CSと地域学校協働活動の効果的な取組について」

講師:国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部 志々田まなみ 氏
パネルD「CSと地域学校協働活動の一体的に推進する意義と可能性」

パネリスト:北海道地学協働アドバイザー 青田・舛田・森 氏

②地域と学校の連携推進協議会(道東:オンライン開催)

令和6年8月29日(木) 13:30~15:30(会場:第3会議室・中学校等)

参加者 土屋副会長 伊澤委員 諸見里委員 遠藤主任主査 計4名

内容 実践発表「地域の実情に応じた取組の実際及びその成果と課題」

①「地域学校協働活動における音更スタイル」

発表者:音更町教育委員会 教育推進委員 鈴木義秋 氏
音更町教育委員会 地域連携担当課長 大森洋臣 氏

②「熟議を中心としたコミュニティスクールのPDCAサイクル」

発表者:釧路市立昭和小学校 教頭 島 久美子 氏

③「地域コーディネーター~私の志~」

発表者:標津地区コーディネーター 和田 徳子 氏

③全道地学協働セミナー(全道:オンライン開催)

令和6年10月9日(水) 13:30~16:30(会場:第3会議室)

参加者 諸見里委員 北村主任 計2名

内容 行政説明「北海道における地学協働の取組について」

説明:北海道教育庁 社会教育課課長補佐 長岡 広之 氏
基調講演「学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進」

講師:明星大学教育学部 特任教授 朝倉 美由紀 氏

地域分科会~事例発表 町教委が推進する地域学校協働活動

内 容 音更町における地域学校協働活動について

発表者 音更町教育委員会 教育推進委員 鈴木義秋 氏

音更町教育委員会 地域連携担当課長 大森洋臣 氏

3) 地域学校協働活動報告 (学校支援関係：教育委員会が連絡調整したもの)

事業	対象		内容		講師	開催日	場所	備考
地域学校協働活動	小学校	全学年	水泳指導		足寄水泳協会	7/4(木)～ 8/26(月)	陸別町水泳 プール	全8日 12授業
		3年生	毛筆指導		野島俊彦	9/17(火)	小学校	
		4年生				9/19(木)		
		5年生				9/24(火)		
		6年生				9/27(金)		
		1年生	読み聞かせ	前田智恵子 久禰田紀子	11月か12月	小学校		
	2年生	11月か12月						
	中学校	2年生	調理実習	後藤和美		9/2(月)	中学校	
		ボランティア部	リース づくり	松浦里香		11/14(木)	中学校	
		3年生	食育指導	JA 青年部		12月	中学校	
ふるさと科	中学校	全学年 ほか	模擬議会	学習	陸別町議員	8/26(月)	中学校	全学年
				見学	議会事務局	9/3(火)	議会議場	2・3年生
				議会	議長・町長・ 課長等	10/24(木)	議会議場	3年生のみ
	1年生	関寛斎 資料館見学	教育委員会		10/11(金)	関寛斎 資料館		
	3年生	町長講話	本田 学		12月	中学校		
	全学年	ふるさと教育	空井猛壽		2月	中学校		
出前授業	小学校	5年生	エアロソル	名古屋大学 大畑 祥	11/29(金)	小学校	社会連携 連絡協議会	
		6年生						
	中学校	1年生	天文学と データ科学	北見工業大学 谷口暁星	11/29(金)	中学校		
		2年生	地球大気 環境	名古屋大学 中島 拓				
その他	中学校	2年生	職場体験 学 習	各事業所 担 当 者	11/13(水) 11/14(木)	町 内 各事業所	17か所	

参考資料

【令和6年度 町民が関わった学校運営・学校行事等（地域学校協働活動を除く）】

陸別小学校		陸別中学校	
活動内容	実施主体	活動内容	実施主体
校区支援ネットワーク （登下校のみまもり）	各自治会	学校内外環境整備 部活動指導（バドミントン）	陸中 PTA 個人
運動会準備・片付け	陸小 PTA		
学校内外環境整備	陸小 PTA		
家庭教育学級 つどい	家庭教育学級		

【令和6年度 主な学校行事予定】

陸別小学校		陸別中学校	
4月 8日	入学式	4月 8日	入学式
4月 14日	参観日・PTA 総会	4月 10日～12日	3年生修学旅行
5月 9日	5・6年生遠足	4月 14日	参観日・PTA 総会
5月 10日	3・4年生遠足	5月 26日	第65回体育祭
6月 8日	大運動会	7月 10日	1年生野外体験学習
6月 26日	参観日	7月 16日～17日	2年生宿泊研修
6月 28日	1・2年生遠足	7月 22日	地域参観日①
7月 4日～5日	5年生宿泊学習	7月 23日	地域参観日②
7月 18日～19日	6年生修学旅行	7月 25日	1学期終業式
7月 25日	1学期終業式	7月 26日	夏季休業
7月 26日	夏季休業	～8月 22日	（28日間）
～8月 19日	（25日間）	8月 23日	2学期始業式
8月 20日	2学期始業式	10月 5日	第65回文化祭
10月 18日	学習発表参観日	12月 6日	参観日
12月 6日	参観日	12月 23日	2学期終業式
12月 11日	陸小まつり	12月 24日	冬季休業
12月 20日	2学期終業式	～1月 14日	（22日間）
12月 21日	冬季休業	1月 15日	3学期始業式
～1月 14日	（25日間）	日程未定	小6年生1日登校
1月 15日	3学期始業式	3月 14日	第78回卒業式
2月 7日	新入生児童説明会	3月 24日	令和6年度修了式
2月 28日	参観日		
3月 24日	令和6年度卒業式		

4) 学校運営の取組状況報告（別紙資料を参照ください）

説明資料 ～ 陸別小学校 陸別中学校

5) 熟議

テーマ：中間総括～今現在、目指す学校像になっているか CHECK しよう

会議の進め方は当日発表いたします。

6) その他

【学校訪問】

12月6日（金） 陸小5校時 12:55～13:40
陸中6校時 14:25～15:15
終了後、簡単な話し合い（陸中）
2月28日（金） 陸小5校時 12:55～13:40

【次回会議】

第3回陸別町学校運営協議会【3月中旬予定】

- 小中一貫教育事業報告及び主な学校行事
- 学校運営協議会／地域学校協働本部事業報告
- 学校評価について（最終）
- 次年度の学校運営協議会、地域学校協働本部事業について
- 熟議

【ホームページ掲載】

陸別町ホームページ → 教育・文化 → 教育行政 → 学校運営協議会
(☆各種委員会委員等)

○陸別町学校運営協議会規則

平成 31 年 3 月 15 日教育委員会規則第 2 号
令和 2 年 3 月 3 日改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、陸別町立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第 2 条 協議会は、地域住民、保護者その他の学校の運営に資する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

（設置）

第 3 条 陸別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条の 9 第 1 項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合は、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第 4 条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。この場合において、協議会は、個々の具体的な権限の行使のあり方及び内容について承認をするものではない。

- （1）教育目標及び学校経営計画に関すること。
- （2）教育課程の編成に関すること。
- （3）学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
- （4）その他対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。

（意見の申出）

第 5 条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校、家庭及び地域の連携促進）

第 6 条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民の理解、協力、参画等が促進されるための協議を行うものとする。

（学校運営等に関する評価）

第 7 条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第8条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(組織)

第9条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、対象学校の校長のほか、次の掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の児童又は生徒の保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、無報酬とする。

(守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(2) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為

(3) その他委員としてふさわしくない行為

(会長及び副会長)

第13条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任命後、最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(会議の公開)

第15条 会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第 16 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 第 12 条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められたとき。

(庶務)

第 18 条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。